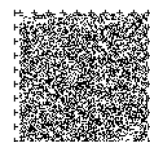
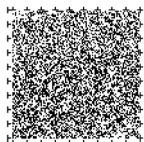

第5章

まちづくりの実現に向けて

5-1 まちづくり推進の基本的な考え方

5-2 まちづくり推進に向けて





第5章 | まちづくりの実現に向けて

5-1 まちづくり推進の基本的な考え方

本都市計画マスタープランは、まちづくりの基本理念として「市民と行政がともにまちをつくる」「だれもが住み続けたいまちをつくる」「魅力を創り、伝え、誇れるまちをつくる」、さらにまちづくりの目標には「多様な主体・分野との協働によるまちづくり」を掲げ、市民と行政の協働によりともにまちづくりを考え、子どもから高齢者までのだれもが活躍し、笑顔で暮らし続けられる「幸せ」を手にするまちの実現を目指しています。この実現のためには、市民・事業者等・行政がまちづくりの目標を共有することで、各々が責任と役割を認識し、主体的にかつ協働してまちづくりに関わることが求められます。

また、人口減少・少子高齢化を背景として、まちづくりにおいても計画的・効率的な展開が求められることから、本都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進するものとします。

5-2 まちづくり推進に向けて

市民・事業者等・行政の連携によるまちづくり体制の確立

市民・事業者等・行政が以下の役割を持ち、協働してまちづくりを進める体制を確立する必要があります。

【市民】に求められる役割

- ・すべての市民が自分たちの住む地域や幸手市に愛着と誇りを持ち、まちづくりに対する理解を深め、行政から多様な情報の提供や支援を受けながら、まちづくり活動に主体的かつ積極的に参加することが求められます。

【事業者等】に求められる役割

- ・事業者等も地域を構成する主体の一員としての理解を深め、環境にやさしい事業活動・社会貢献活動の展開や、事業所の魅力ある景観や環境の形成等、市民や行政と連携しつつ、まちづくり活動に参加することが求められます。

【行政】に求められる役割

- ・行政は市民や事業者等との連携・協力のもと、まちづくり事業の推進主体としての役割を担うとともに、市民・事業者等のまちづくりに対する意識の高揚と参加促進に向け、情報提供や支援活動を充実することが求められます。

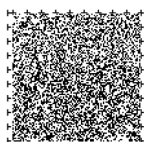
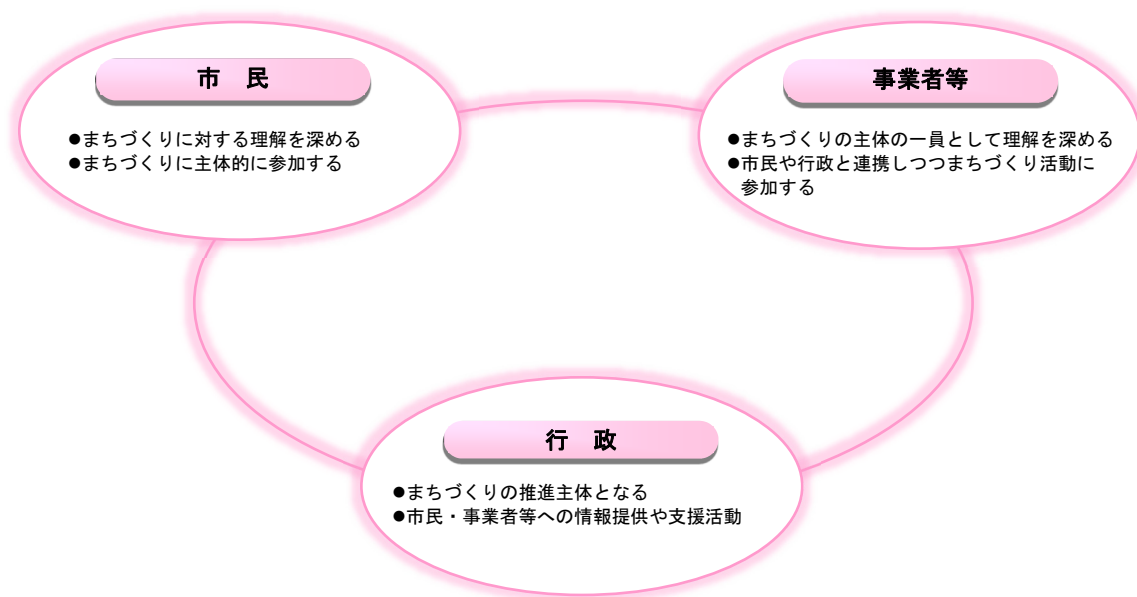


図 まちづくりの連携体制の概念

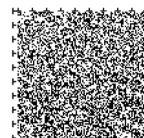


市民主体のまちづくり活動の展開と支援強化

- ・市民参加のまちづくり活動は、自分たちが住み働く地域や市の将来を語り合い、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備や生活環境の望ましい姿を描く計画づくりから、環境美化運動や地域施設の管理・運営等まで広範囲です。市民が望むまちづくりを進めていくためには、「自分たちの住むまちを自分たちでつくる」との基本認識のもと、まちづくり活動を主体的に展開することが望まれます。
- ・行政は、情報提供はもとより、技術面など積極的な支援に努める必要があります。
- ・望ましいまちづくりは、道路・公園・下水道等の都市基盤の整備や住環境整備等の事業に加え、市民が主体的に取り組むソフト事業の展開により、一層効果が高まることとなるため、以下の施策を進め市民主体のまちづくりを支援します。

まちづくりの情報提供と市民意識の高揚

- ・市民が主体となった地区レベルから市レベルのまちづくり活動の拡大に向け、市民に対する情報公開を推進するとともに、シンポジウムや講演会・セミナーの開催、パンフレットの発行等まちづくりに関する情報提供を行いつつ、市民意識の高揚に努めます。
- ・SNS等を活用し、まちづくりに関する情報の継続的な提供を行うとともに市民の意見を募ります。



市民活動グループの育成

- ・ 市民が自主的に参加し、かつ生活に密着したまちづくりや市民活動を行う、NPOやボランティア団体等の組織が注目・認知されてきています。特に福祉や環境面ではその活発な活動が期待されることから、これらの組織の育成に努めます。
- ・ 高齢者は、豊富な業務経験を有し、また社会参加への意識も高いものと考えられることから、その経験と知恵を活かした「まちづくり活動」への参画を促進します。

市民まちづくり組織への支援

- ・ 望ましい市民参加の姿は、市民自らが計画づくりに参画し、まちづくり活動も実践することであり、そのためには、地域におけるまちづくりのための協議会等、地域住民が主体となる活動を支援します。

まちづくり講座の開設検討

- ・ 市民主体のまちづくり組織の拡大に向け、市民グループ等の要請に応じて、市職員を中心とした講師を派遣するまちづくり講座の開設を検討します。

計画的・効率的な事業展開と進行管理の充実

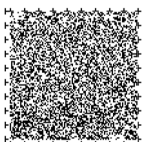
- ・ 限られた財源を有効に活かし、市民の望むまちづくりを実現していくため、市民や事業者等との連携・合意形成のもと、以下のまちづくり事業の計画的かつ効率的な展開が望まれます。
- ・ 効果的・効率的な事業実施に向けては、本都市計画マスタープランの適切な運用が前提となり、進行管理方策を構築していくことが求められます。

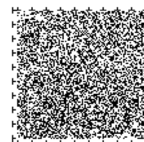
まちづくりのルールづくりの検討

- ・ 地区住民の合意による、道路・公園等公共施設の計画的な整備や、良好な景観・環境づくりを誘導する地区計画や建築協定・緑化協定等は、住民主導のまちづくりの有効な手段であることから、そのルールづくりに努めるとともに、市民に対するPR活動を継続的に展開します。

関係機関との調整

- ・ 広域的な道路や住民サービス施設等は周辺地域との連携・調整が求められることから、埼玉県や周辺自治体等関係機関との調整を図ります。





民間等の活力の積極的な導入

- ・事業者や大学等と積極的に連携し、協働によるまちづくりを推進します。
- ・人口減少下において限られた財源のなか、持続可能なまちづくりを推進していくため、PPP/PFI手法等の活用をさらに推進し、事業の効率化や市民サービスの維持・向上を図ります。

※PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携の略。公民がパートナーを組んで公共サービスの提供を行う、公民協力の形態のこと。

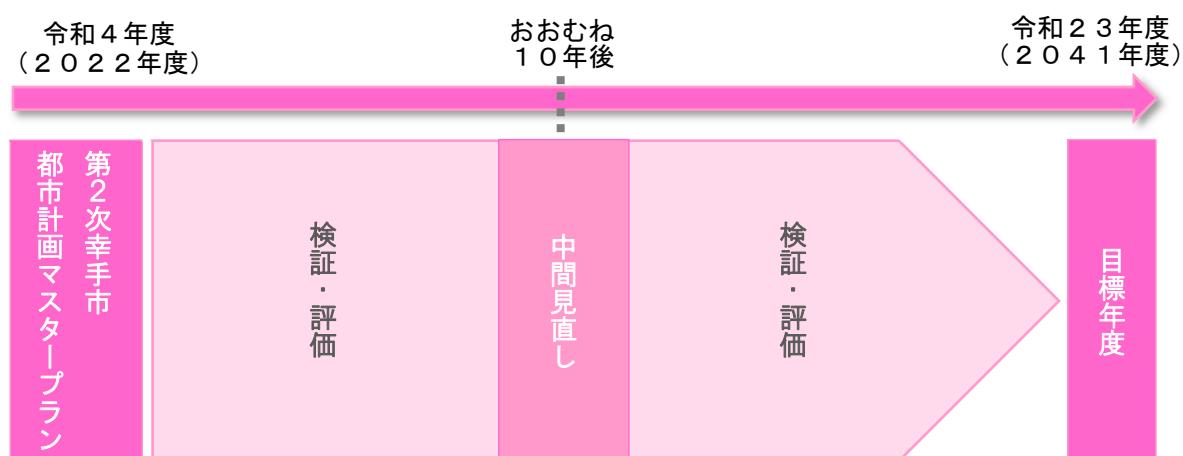
※PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。

総合的な調整、計画の進行管理・見直し

- ・まちづくりは行政の多様な分野に関わるものであることから、効果的な事業展開に向けた横断的な調整を図ります。
- ・本都市計画マスタープランは、20年後の令和23年度（2041年度）を目標年度としてまちづくりの方針を示し、今後はまちづくりに関する施策や事業は、本計画に基づいて長期的に取り組むこととなります。したがって、本計画に基づくまちづくりが適正かつ計画的に行われるように、計画の継続的な進行管理が必要です。そのため、関連計画・事業との連携を図り、幸手市総合振興計画をはじめとした各種指標等を活用し、社会情勢の変化等必要に応じて計画の検証・評価を行います。その結果を踏まえ、おおむね10年後に中間見直しを行うことを予定しており、必要に応じて施策・事業の見直しや新たな立案を行います。
- ・計画の進行管理にあたっては、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）といったPDCAサイクルの仕組みを活用します。

※PDCAサイクル：計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、施策や事業等の継続的な改善を図っていき、より実効性の高い計画としていく考え方のこと。

図 計画の進行管理・見直しのイメージ



第5章

まちづくりの実現に向けて

